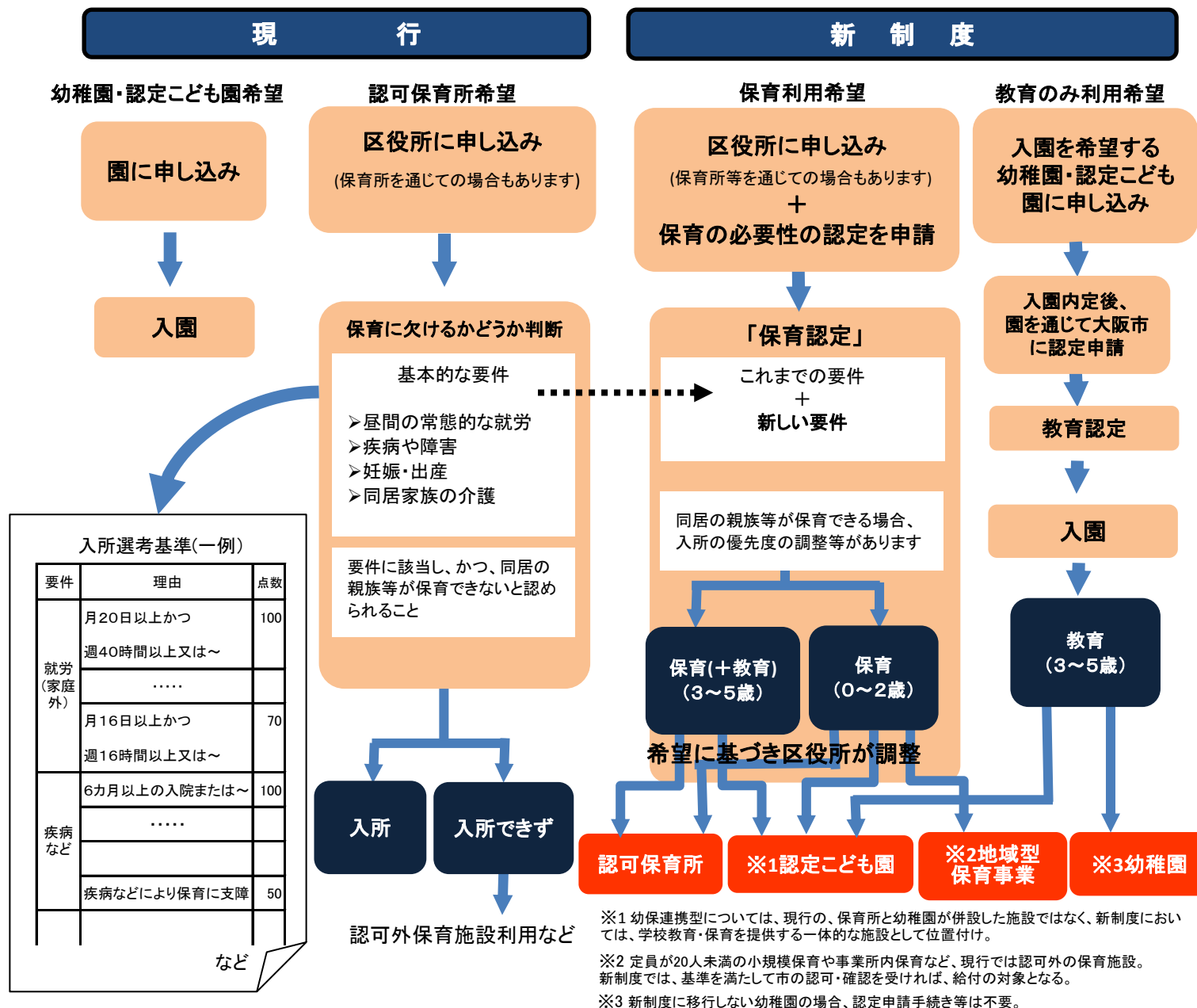


子ども・子育て支援新制度 (選べる保育施設・事業が増えます)



平成27年度から始まる 子ども・子育て支援新制度について

◇新制度では、幼児教育・保育の機能を併せ持つ「認定こども園」を拡充させるほか、小規模な保育施設などを増やすことが予定されています。

<保育を利用するための要件の変更>

新制度では、保育を利用するための要件に
〈1〉パートや夜間就労などをしている〈2〉求職活動中〈3〉就学中である——などが新たに加えられましたが、大阪市では、これまで、保育所を利用するためのこれらの要件を認めてきましたので、保育要件に関しては大きな変更はありません。

<入所手続きの変更>

保育利用を希望する場合

大阪市に保育の必要性の認定を申請し、保護者の就労状況などを見て保育が必要と認定された場合(要保育認定)は、保護者の希望を踏まえ、入所が可能な施設を調整します。

教育のみ利用を希望する場合

施設に直接申し込んで、施設を通じて支給認定を受けた後、施設を利用します。

●この文書での「保育」とは、改正後の児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいいます

●この文書での「教育」とは、教育基本法第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいいます

※1 幼保連携型については、現行の、保育所と幼稚園が併設した施設ではなく、新制度においては、学校教育・保育を提供する一体的な施設として位置付け。

※2 定員が20人未満の小規模保育や事業所内保育など、現行では認可外の保育施設。新制度では、基準を満たして市の認可・確認を受ければ、給付の対象となる。

※3 新制度に移行しない幼稚園の場合、認定申請手続き等は不要。